

伊東市土地取得等検討委員会【内部組織】

1. 設置目的

土地の取得又は処分（道路、河川等用地は除く。以下同じ。）について、組織的に検討するとともに意思決定過程を明確にするため、伊東市土地取得等検討委員会を設置する。

2. 所掌事項…土地の取得又は処分の方針に係る事項について審議を行う。

【対象取引】

- (1) 土地の取得に関すること。
- (2) 土地の処分に関すること。ただし、次のいずれかに掲げる土地の処分は除く。
 - ア 公共事業の用に供するため取得する土地の所有者の代替用地に係るもの
 - イ 面積が狭小、不整形地等単独で利用することが困難な土地を当該土地に隣接する土地所有者を相手として処分するもの
 - ウ 予定処分価格が30万円を超えないもの

3. 検討委員会の組織

委員長	総務部を担任する副市長
副委員長	他の副市長
委員	部長相当職

4. 庶務 総務部財政課